

## 育児休業取得者の代替要員を雇用する事業主の皆さまへ

事前にご相談  
ください

代替要員を雇用し、育児休業取得者が  
職場復帰をした事業主に補助金を交付します

**補助金額** 育児休業取得者1人につき **30万円**

(ただし、1事業主につき3回まで)



**交付の対象となる事業主** 次のすべてに当てはまる中小企業などの事業主

- 1 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業、法人など
- 2 市内に本社または事業所がある
- 3 育児休業(※)の開始日に、育児休業取得者を雇用保険の被保険者として雇用していた
- 4 育児休業取得者の職場復帰後、引き続き雇用保険被保険者として1か月以上雇用している
- 5 育児休業取得者の代替要員を、雇用保険被保険者として6か月以上雇用した
- 6 育児休業の制度を、労働協約または就業規則に規定している
- 7 市税の滞納がない
- 8 ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)に登録している、または一般事業主行動計画の届け出をしている

※ 「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいいます。

### 育児休業取得者の要件

次のすべてに当てはまる方

- 1 勤務地が市内である
- 2 市内に住所がある
- 3 育児休業を6か月以上取得する

### 代替要員の要件

次のすべてに当てはまる方

- 1 育児休業取得者の職務を代替する
- 2 1週間の所定労働時間が30時間以上
- 3 新たな雇入れにより確保する
- 4 市内に住所がある

### 【提出先・お問い合わせ】

柏崎市 産業振興部 商業観光課

〒945-8511 柏崎市中央町5番50号

TEL : 0257-21-2334 (直通) FAX : 0257-24-7714

E-mail : shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp



## 手続きの流れ

### 1. 代替要員を雇用する計画申請書類を提出します

**計画開始日の10日前までに、**申請書類を提出してください。

- 育児休業開始日時点で代替要員を雇用している場合は、育児休業開始日の10日前まで
- 育児休業開始日時点で代替要員が決まっていない場合は、代替要員を雇用する日の10日前まで

#### 申請書類

- 1 育児休業代替要員確保事業補助金補助対象計画指定申請書（ホームページから取得できます）
- 2 添付書類
  - (1) 育児休業制度に関する労働協約または就業規則の写し
  - (2) 育児休業取得者が提出した育児休業申し出書の写し
  - (3) 育児休業取得者と育児休業の対象となる子との関係および生年月日が確認できる書類の写し（母子手帳の出生届出済証明書など）
  - (4) ①ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録証の写し、またはその登録手続きのため作成した登録応募用紙の写し  
②一般事業主行動計画策定・変更届の写し      ※①、②のどちらか一方を提出
  - (5) その他市長が必要と認める書類

### 2. 育児休業取得者が職場復帰をしたら、報告書類を提出します

**育児休業取得者の職場復帰日から1カ月を経過した日の翌日から1カ月以内に、**報告書類を提出してください。（例：職場復帰日が5月1日の場合、提出期間は6月2日から7月1日までです）

#### 報告書類

- 1 育児休業代替要員確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（ホームページから取得できます）
- 2 添付書類
  - (1) 育児休業取得者の育児休業期間と復帰後の就労実績が確認できる書類の写し
  - (2) 育児休業取得者および代替要員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
  - (3) 代替要員の雇い入れられた時期、雇用期間および所定労働時間が確認できる書類の写し
  - (4) 直近の市税の納税証明書（全税目に係るもの）
  - (5) 申請時にハッピー・パートナー企業登録応募用紙の写しを添付した場合は、その登録証の写し
  - (6) その他市長が必要と認める書類

### 3. 報告書類を提出してから、約1カ月後に補助金を交付します

**Q.** 育児休業が始まりますが、まだ代替要員が決まっていません

**A.** 育児休業が始まってからでも申請できます。代替要員が決まりましたら、雇用する日の10日前までに申請書類を提出してください。

**Q.** 育児休業取得者が産前・産後休業のときから代替要員を雇用していますが、申請書類はいつまでに提出すればいいのですか？

**A.** 育児休業開始日の10日前までに申請書類を提出してください。

## よくある質問

**Q.** ハッピー・パートナー企業登録はどのようにすればいいのですか？

**A.** 新潟県男女平等社会推進課（☎025-280-5142）にお申し込みください。詳しくは県ホームページ「ハッピー・パートナー企業になりませんか？」をご覧ください。登録用紙は商業観光課（市役所3階）にもあります。